

令和5年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

磐田市監査委員

< 定期監査 >

| 指 摘 事 項 等 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(令和5年度第4回報告分) 令和5年11月</p> <p>○建設部 道路河川課 現金の取扱いについて、複写機使用料を過徴収し、その後の立替払いによる返金、保管現金の確認不足、つり銭資金から一般会計への誤った払い込み、私金からのつり銭資金への補填など複数の不適正な取扱いが見受けられた。財務諸規程の基本事項を遵守し、厳正な現金の取扱いをされたい。</p> <p>○建設部 都市計画課 外郭団体の会計事務について、未決裁の出金や複数回の立替払いなど不適正な処理が見受けられた。磐田市準公金の取扱い基準に則り、厳正に処理されたい。</p> | <p>【令和6年1月10日通知受領】 指摘事項については、インボイス制度等の理解不足及び現金管理意識の欠如が原因です。 指摘後、基本事項を改めて確認するとともに、つり銭管理マニュアルの作成及び周知を徹底し、これに基づき執行・管理するよう是正しました。 今後は財務諸規程に従い、厳正な帳簿管理及び現金管理を徹底します。</p> <p>【令和5年12月26日通知受領】 今回の指摘については、外郭団体の所有する現金が準公金であるということの認識不足及び現金管理意識の欠如が原因です。 指摘以降は、出金管理を明確にするため経理簿を作成し、出金前に必要金額を確認し、決裁のうえ出金するよう是正しました。 今後は、準公金の取扱い基準に則り、厳正な会計事務に努めます。</p> |